



保医発第1031002号
平成20年10月31日

地方厚生（支）局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部を下記のとおり改正し、平成20年11月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-7を次のように改める。

(1) WT1 mRNA定量

WT1 mRNA定量は、リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。

(2) サイトケラチン（CK）19 mRNA

ア サイトケラチン（CK）19 mRNAは、区分番号「D006-7」WT1 mRNA定量に準じて算定する。

イ サイトケラチン（CK）19 mRNAは、術前の画像診断又は視触診等

による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン（CK）19 mRNA の検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、一連につき1回限り算定する。

(3) UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型

ア UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、区分番号「D006-7」WT1 mRNA 定量に準じて算定する。

イ UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、インベーター法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D007の(47)中「ラジオレセプターアッセイ法又はRIA法」を「ラジオレセプターアッセイ法、RIA法又はELISA法」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成20年3月5日保医発第0305001号)別添1第2章第3部中

改正後		現行
D006-7 WT1 mRNA定量	D006-7 WT1 mRNA定量	
(1) WT1 mRNA定量		
WT1 mRNA定量は、リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。	WT1 mRNA定量は、リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病の診断の補助又は経過観察時に行った場合に1月に1回を限度として算定できる。	
(2) サイトケラチン (CK) 19 mRNA		
ア サイトケラチン (CK) 19 mRNAは、区分番号「D006-7」WT1 mRNA定量に準じて算定する。	ア サイトケラチン (CK) 19 mRNAは、区分番号「D006-7」WT1 mRNA定量に準じて算定する。	
イ サイトケラチン (CK) 19 mRNAは、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン (CK) 19 mRNAの検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、一連につき1回限り算定する。	イ サイトケラチン (CK) 19 mRNAは、術前の画像診断又は視触診等による診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌患者に対して、摘出された乳癌所属リンパ節中のサイトケラチン (CK) 19 mRNAの検出によるリンパ節転移診断の補助を目的として、OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、一連につき1回限り算定する。	
(3) UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型		
ア UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、区分番号「D006-7」WT1 mRNA定量に準じて算定する。	ア UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、区分番号「D006-7」WT1 mRNA定量に準じて算定する。	
イ UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量を判断することを目的として、インベーター法により測定を行った場合、当該悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。	イ UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量を判断することを目的として、インベーター法により測定を行った場合、当該悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。	
D007 血液化学検査	D007 血液化学検査	
(1) ~ (ii) (略)	(1) ~ (ii) (略)	
(iii) 「37」の1,25ジヒドロキシビタミンD ₃ (1,25 (OH) ₂ D ₃) は、ラジオレセプターアッセイ法、RIA法又はELISA法により、	(iii) 「37」の1,25ジヒドロキシビタミンD ₃ (1,25 (OH) ₂ D ₃) は、ラジオレセプターアッセイ法又はRIA法により、慢性腎不全、特	

慢性腎不全、特発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症Ⅰ型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD₃剤による治療中に測定した場合のみ算定できる。なお、活性型ビタミンD₃剤による治療開始後1月以内においては2回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

(44) ～(45) (略)

発性副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、ビタミンD依存症Ⅰ型若しくは低リン血症性ビタミンD抵抗性くる病の診断時又はそれらの疾患に対する活性型ビタミンD₃剤による治療中に測定した場合のみ算定できる。なお、活性型ビタミンD₃剤による治療開始後1月以内においては2回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

(46) ～(49) (略)